

【代表者 細川 信義からのご挨拶】

安倍さんの任期中に発生したことでない年金問題がクローズアップされたり、任命権の責任論でゆさぶったり、まったく本命論でないことで議論伯仲でしたね。退任されたとたん相続税問題が浮上してきました。国会議員を選任する国民の天つばにそろそろ気づいていい頃ではないでしょうか。また、もっとリーダーに協力する日本国民の人格の品質をあげることが大切だと思いませんか。「流れを極める」をテーマにしたベンチャー起業家が、ブログという自由度の高い発信ツールを評価し、発言の品質管理が自動的になされるコミュニティを作ろうとされています。応援しようと思っています。

「今回のトピックス」

< 税務 > 電子申告

平成16年6月より国税電子申告・納税システム（e-Tax）が全国で運用開始されました。近い将来、紙ベースでの申告・申請から電子による申告・申請に移行していくことが予想されます。

電子申告のメリットとしては、申告等を電子ファイルで作成、保存することによるペーパーレス化、インターネットバンキング等の利用により自宅やオフィスで納税手続きができることによる時間短縮等があげられます。

しかし、添付書類の別途紙での提出や、申告書に税務署等の収受印が押されない等のデメリットがあるのも現状ですが、本年度より、より具体的に改善・実現される予定となっています。

今後電子政府の実現により、結果的に納税者の利便性向上に繋がるものと考えられます。

< 労務 > 雇用保険法改正

10月1日より雇用保険法が改正になります。一番大きな改正点は「失業給付を受給するために1年以上の被保険者期間が必要になる」という点です。今までは、6ヶ月の被保険者期間があれば受給することが可能でしたが、6ヶ月ごとに失業・就業を繰り返し受給する人達を規制する目的だと言われています。ただし、会社の倒産や解雇による場合は従来通り6ヶ月の被保険者期間で受給可能です。あと、育児休業給付の給付率が上がります。既存の40%から50%（休業期間中給付、職場復帰6ヶ月後の給付を合わせたもの）へ引き上げされますが、平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。また教育訓練給付の要件・内容も変更されます。

< 税務 > 年末調整について

平成18年の税制改正により、平成19年から損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が導入されました。地震保険料控除とは、地震等による損害を対象に、特定の損害保険契約等の保険料や掛け金を支払った者について、最高5万円の所得控除が認められるものです。なお、従来の長期損害保険料控除の対象となる保険料のうち一定のものについては、経過措置として地震保険料控除の対象となります。

今年も残り3月となりましたので、従業員の方の住所、年間給与額及び扶養親族の確認と保険料控除等申告書の記入、報酬支払先の住所及び年間報酬額の確認など、年末調整にむけてご準備お願い致します。

税務・労務予定表

< 10月 >

- ・9月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・個人住民税第3期分納付
- ・8月決算法人の確定申告

< 11月 >

- ・10月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・9月決算法人の確定申告
- ・所得税予定納税第2期分納付
- ・個人事業税第2期分納付

< 12月 >

- ・11月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・10月決算法人の確定申告
- ・固定資産税・都市計画税第3期分納付
- ・給与所得の年末調整

9月分(10月納付期限)より厚生年金保険料率が改定されております。また、社会保険料の標準月額報酬の定時改定にもご注意下さい。